

1. 会 則

「会 則」

第1条（名 称）

この会は富山県消費者団体連絡会という。

第2条（事務所）

この会の事務所は、富山市奥田新町8番1号ボルファートとやまの富山県生活協同組合連合会事務所内におく。

第3条（目 的）

健康で豊かなくらし、平和で安心して暮らせる社会を求め、消費者団体相互の連携を強めて、消費者の生活文化の向上をはかることを目的とする。

第4条（構 成）

この会は主旨に賛同する諸団体及び幹事会で加入が承認された有識者で構成する。

第5条（役 員）

この会に次の役員をおくこととする。

会長 1名	会長は本会を統括し代表する。
副会長 若干名	副会長は会長を補佐する。
事務局長 1名	総会、幹事会の決定に基づき、活動執行や管理業務について統括する。
副事務局長 1名	事務局長を補佐する。副事務局長については、必要に応じておくこととする。

幹事 各団体から1名

監査 2名 監査は役員の仕事執行を監査する。

2 役員は総会で選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

3 監査は幹事会、総会に出席し発言することができる。

第6条（運 営）

この会は、下記の機関によって運営する。

- (1) 総 会 総会は各団体より3名の代議員による総会をひらき、年度の活動方針、予算、役員を決定する。
- (2) 幹事会 幹事会は会長、副会長、事務局長、副事務局長、幹事を以って構成する。
- (3) 事務局 総会決定にそって、日常諸活動を事務局長が統轄し、副事務局長が補佐する。

第7条（活 動）

この会は、構成する諸団体が一致する消費者の諸問題を、連帯と共同を通して問題解決の諸活動を行う。

第8条（財 産）

この会の財産は会費及び寄附金等を以ってあてる。

第9条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、監査を経て総会で承認を得る。

第10条（付 則）

1. この会への加入脱会及び会則の変更は幹事会で決める。
2. この会則は 1974年（昭和49年）より実施。
2004年9月10日に改定。
2009年5月18日に改定。
2017年9月13日に改定。